

# 登校拒否・不登校、ひきこもりに関わる国の動向に関する研究(1) —「学校不適応対策調査研究協力者会議」及び「不登校問題に関する調査研究協力者会議」の各報告の分析・検討から—

中原 大介\*

## 要約

日本において登校拒否・不登校問題が認識され始めたのは1960年代であったとされている。1970年代からこの30年間、登校拒否・不登校の問題を抱える子どもたちは増加傾向を続けている。文部省、文部科学省は登校拒否・不登校に関わる問題について検討し、対応するために1989年に「学校不適応対策調査研究協力者会議」を設置した。文部省は後に研究者会議によってまとめられた報告に基づき、登校拒否・不登校に関する通達を行った。しかし、その後も登校拒否・不登校の問題を抱える子どもたちの数は増加を続け、2002年に再度文部科学省は「不登校問題に関する調査研究協力者会議」を設置し、翌年に報告をまとめた。

本稿では、日本における登校拒否・不登校問題について、この二つの報告について概観し、分析を行った。2002年の報告書では登校拒否・不登校は誰にでも起こりうるとしながらも、従来の考え方であった特有の個人、家庭に起こりうる解釈できる部分も散見された。また、民間施設の利用推進や学外での取組である適応指導教室の整備拡充などについても提言がなされていた。当事者にとって教育の場を選ぶ様々な選択肢が増えることは望ましいと考えられるが、本来国が担うべき公教育について学校以外の外部機関に過度に依存する危険性について注視すべきだと考えた。進路保障など様々な問題に直面し、この問題に対する多様な背景の理解と個別の対応が教師に求められている。しかし、両報告共に現場における教師の多忙化など日本の教育現場が抱える問題についても考え、対応していく必要があるのではないかと考え指摘を行った。

キーワード：登校拒否・不登校 学校不適応対策調査研究協力者会議  
不登校問題に関する調査研究協力者会議

2011年9月29日受理(理論)

## はじめに

本稿では登校拒否・不登校に関わる対応について、文部省、文部科学省が行ってきた1992年の学校不適応対策調査研究協力者会議報告「登校拒否(不登校)問題について—児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して—」、及び2003年の不登校問題に関する調査研究協力者会議報告「今後の不登校への対応のあり方」を中心に近年の動向について概観、比較検討することを

目的とする。これら二つの会議は増加する登校拒否・不登校問題への対応を巡り、文部省・文部科学省が設置した会議であり、その後の学校における登校拒否・不登校の問題を抱える子ども達への対応を大きく左右するものであった。

登校拒否・不登校に関わって、医師や臨床心理、教育、福祉といった様々な専門家による研究が進められている。登校拒否・不登校という事柄については、そ

\*大阪健康福祉短期大学  
連絡先：中原大介  
〒590-0014 堺市堺区田出井町2-8  
大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科  
E-mail: d.nakahara@kenko-fukushi.ac.jp

の事象から精神科の医師や心理カウンセラーによる臨床の立場からの研究であったり、教育の現場から教育相談の立場によって語られることが多い。

また、子どもたちの教育を受ける権利という観点から登校拒否・不登校について研究がなされる場合もある。

もちろん、文部行政の流れの中であっても登校拒否・不登校問題については大きな関心を持って取り上げられ、様々な調査が行われ、協力者会議による報告があげられ、教育行政に大きな影響を与えてきた。

近年、子どもたちの学校教育のあり方についても多様性が認められるようになり、登校拒否・不登校の問題と向き合う子どもたちについても様々な進路選択が認められるようになってきた。

しかし、登校拒否・不登校の子どもたちの数に増加傾向が見られることや、ひきこもりの問題についても社会問題化し始めていることから、本来の国が担うべき「義務教育」や教育の枠組みについて国が保障できているかどうかという点について、再度行政の流れの中で見極め、考えていく必要があるように思われる。

## 1. 登校拒否・不登校問題の変遷

日本における登校拒否・不登校問題が取り上げられるようになったのは1960年代前後であったとされている。当時は「学校恐怖症」というような呼称が用いられ、うつ病といった精神疾患として治療の対象と考えられることが多くあった。怠学や経済的困難などといった学校へ登校しない原因が明確であるものとは別の要因があると捉えられるようになり始めたのもこの時代である。

1970年代に入り、特に後半から登校拒否が増加傾向をたどり、その要因については本人の性格特性や特別な家庭状況とりわけ家庭における親の養育態度に問題があるとされることが多くなった。つまり、個人や個々の家庭にその問題の原因があると捉えられることが多くあった。中山によると、登校拒否・不登校に関わる原因として、本人の要因について「従来の見解では、『登校拒否の原因や背景』として、不安傾向が強いこと、優柔不断、適応性の欠如、社会的に未熟、神経質的傾向などの本人の性格傾向があげられていた。これは、不登校行動の説明を個人の病理に求めるという認識のパターンを支えるものであった。」<sup>1</sup>として述べており、また家庭における要因について「さらに、家

庭や親の養育態度（過保護・言いなり・過干渉）や性格傾向への言及があり」<sup>2</sup>と触れている。この年代においては「学校嫌い」という呼称が見られることがあった。

その後も登校拒否・不登校の問題を抱える子どもたちの数は1980年代、1990年代と増加傾向を示した。佐藤によると、この1980年前後から、登校拒否は「現代社会の事情を反映した『現代型』問題行動と受け止められはじめた」<sup>3</sup>としている。

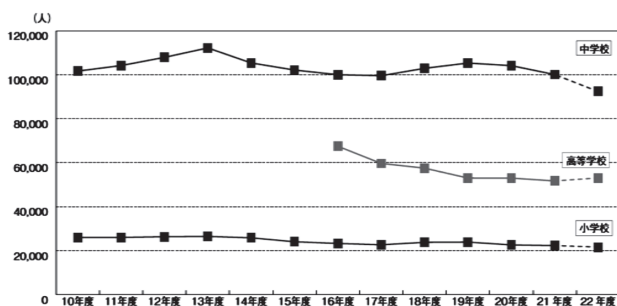
1980年代に入ってくると、学校における子どもたちの状況が登校拒否・不登校を引き起こす原因となっているのではないかという「学校病理説」<sup>4</sup>が取り上げられるようになってくる。佐藤は1979年に開かれた児童精神医学学会のシンポジウムでの討論を取り上げ、学校教育が本来の子どもの成長・発達を助ける役割を持つことができず、反対に子どもの本質が無視されている状況があり、子どもの発達を保障できているのかどうかというシンポジストのやりとりについて述べている。<sup>5</sup>1980年代においては、その呼称として「登校拒否」が用いられる事が多くあった。

その後、1989年に文部省が「学校不適対策調査研究協力者会議」を発足させ、登校拒否・不登校問題について検討を行うこととなった。しかし、当時の文部省の登校拒否・不登校に関する認識について、前島は「適応」ということばを巡り次のように述べている。会議の名称は「学校不適対策調査研究協力者会議」となっており、「この名称が、表しているようにあくまで、既存の学校に適応するかどうかという視点で登校拒否問題を捉えていたようです。」<sup>6</sup>と問題提起を行っている。また、その態度は後の文部省通達における文言についても触れられており、「文部省は登校拒否を、学校生活への不適応という概念で把握すると共に、登校拒否の克服を既存の学校のあり方を変えていくという側面よりは、それへ適応させていくという筋道で考えていました」<sup>7</sup>と述べている。

その後、1990年代から2000年代にかけて登校拒否・不登校の問題を抱える子どもたちの増加をたどり、文部科学省は2002年に「不登校問題に関する調査研究協力者会議」を発足させることとなる。また、文部科学省はその呼称を1997年より「不登校」と統一することとなった。1960年代より学校恐怖症として、学校に行かない（行けない）子ども達の問題について、様々な議論がなされてきた。本来学校は登校するというこ

が当然であるという考えが前提としてあり、当初は行けない子どもが何か「異常」であり、登校できる状態に治療するというロジックからスタートしたと考えられる。従って、登校拒否・不登校問題は特定の家庭、個人の抱える問題が顕在化した状態であるとの見方がされることが多くあったと思われる。その後、1970年代に入り高度成長時代を迎え、様々な競争ストレスにさらされる現状から登校拒否・不登校の問題は「現代社会のリトマス試験紙」であるとの捉え方をされるような事もあった。2000年代から現在に至るまで、登校拒否・不登校を示す数字は増減を繰り返している。(図1)<sup>8</sup>

図1 不登校児童生徒の推移  
(出典 文部科学省「文部科学白書2010」p.166)



以下、登校拒否・不登校問題を考える際大きなポイントであったと考えられる「学校不適応対策調査研究協力者会議」の報告および「不登校問題に関する調査研究協力者会議」の各報告について分析を行うこととする。

## 2. 学校不適応対策調査研究協力者会議報告「登校拒否(不登校)問題について—児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して—」

学校不適応対策調査研究協力者会議が設置されたのは1989年の事であるが、その前年度である1988年度の「教育白書」には登校拒否・不登校について次のように記述されている。

「登校拒否児童生徒の数は、年々増加してきており、昭和62年度は小学校、中学校とも42年度の調査開始以来最高を示している。また、高等学校における中途退学者も増加している。

児童生徒の問題行動・学校不適応の原因・背景は、極めて複雑であり、1) 学歴偏重の社会的風潮の中で人間の評価が単一の尺度で行われる傾向があること、2) 家庭において基本的なしつけや生活習慣を身に付けることが十分でないこと、3) 都市化の進行により、

自然との触れ合いや幅広い生活体験の機会が失われるなど子どもたちを取り巻く環境に問題があることなど、学校、家庭、社会それぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられる。したがって、この問題の解決を図るためには、学校、家庭、地域社会の一体となった取り組みが必要である。」<sup>9</sup>としている。

また、増加し続ける登校拒否・不登校の数について学校基本調査によると、「学校嫌い」を理由に1年度間に50日以上長期欠席した児童生徒は、小・中学校とも年々増加の傾向にあり、昭和62年度間では、小学校5,286人、中学校3万2,725人となっている。登校拒否は、他の問題行動と同様に、学校、家庭、社会の様々な要因が複雑に絡み合っているものであり、その原因、背景は、個々において様々であり、多面的に捉えなければならない問題である。」<sup>10</sup>として、その要因の多面性について分析を行っている。

学校不適応対策調査研究協力者会議が設置された1989年度の「教育白書」によると、登校拒否・不登校などについて文部省は次のような見解を述べている。

「登校拒否児童生徒が年々増加傾向にあり、これへの対応が現在喫緊の課題となっている」<sup>11</sup>とし、増加し続ける登校拒否・不登校に急ぎの方策を立てる必要があると述べている。また、「平成元年度からは新たに、学校・家庭・地域が一体となって取り組む総合的な学校不適応対策事業を行うこととした。」<sup>12</sup>との記述や「具体的には、まず、小・中・高等学校長、教育センター等の教育相談担当者、精神医学や臨床心理学等の専門家等からなる『学校不適応対策協力者会議』を文部省に設け、学校不適応の原因・背景等について研究協議を行っている。」<sup>13</sup>との記述が見られた。このことは登校拒否を学校だけの単なる問題として捉えるのではなく、学校・家庭・地域といった様々な観点からこの問題を考える必要性について示していると考えられる。

そのような中で学校不適応対策調査研究協力者会議は中間まとめを報告し、その際に出された「登校拒否問題に対する基本的な認識」として登校拒否・不登校はどの子にも起きうるとの見解が出された。

このことについて中山は「個人の属性要因説を否定した点が認識の転換といわれるものの骨子であるが、それに変わるものとしては、学校・家庭・社会の複合であるとだけ述べているにとどまり」<sup>14</sup>とし、登校拒否・不登校問題についての基本的認識について疑問を

呈している。しかしながら、この基本的な認識が親たちにとって「不登校・登校拒否問題についての固定的な認識を崩すいとぐち」になったとし、「気持ちの上でのゆとりをもつ間を得た」<sup>15</sup>と述べている。

登校拒否・不登校に悩む家庭にとってはその問題と直面しなければならない困難さに加え、個人属性（個人の性格や家庭の養育環境）を原因として登校拒否・不登校の問題が起きているとされていた時代には世間に対してどのように対応したら良いのかという悩みもあったと考えられる。そのような家庭にとっては、少なくとも文部省が設置した会議からこのような見解が出たことによって、多少なりとも心理的な負担が軽減されたと考えられる。<sup>16</sup>

また、中山はこの中間まとめを出すことによって、登校拒否・不登校問題について「不登校・登校拒否問題の教育的分析が正面から問われることになった」<sup>17</sup>と述べている。

中間まとめを経て、最終報告が協力者会議から出されることとなったが、次のような四章に分かれている。第1章は「登校拒否問題に対する基本的な認識」、第2章は「登校拒否の現状について」、第3章は「登校拒否問題への取り組みの現状について」、第4章は「今後の登校拒否問題への対応について」となっている。

まず、第1章の「登校拒否問題に対する基本的な認識」に対する分析を行う。

中間まとめを協力者会議が報告した際、中山は『「中間まとめ」は、基本認識の転換の説明を欠いたまま、不登校にいたる直接のきっかけや不登校の様子（文部省は『様態』ということばを使っている）などから『今後の対応』を提言している。これは不登校問題の本質についての分析を回避した、対症療法的対応であり、矛盾をはらまざるをえないものとなっている』<sup>18</sup>とその内容について批判している。

最終報告においては、「登校拒否問題に対する基本的な認識」について、その原因・背景として次のような3点を挙げている。

まず一つは学校を背景としたものである。友人関係、学業不振、学校の指針方針や校則になじめないということである。二点目は家庭を背景としたものである。学校での教育に依存し、子どものしつけなどについて学校に過剰な期待を寄せる傾向も見られるとしている。三点目は社会を背景としたものである。学歴偏重等受験競争をおおる風潮などが学校や親に不安を与

え、結果的に子どもにプレッシャーやストレスを与えているのではないかとしている。この後に「このように登校拒否問題は、学校や家庭、更には社会全体にも関わっている問題であり、登校拒否は特定の子どもにしかみられない現象であるといった固定的な観念でとらえるのではなく、現代の子どもに対する新しい児童生徒児童観を基本として総合的な角度から問題を認識し、指導・援助していくことが必要と考えられる。」<sup>19</sup>という一文が続く。このことが「登校拒否はどの子どもにも起きうる」という「認識の転換」へとつながったのだと考えられる。しかし、中山の指摘にあったようになぜ「基本認識の転換」を行ったのか、その要因は何であるのかという事柄についての基本的な分析は見当たらなかった。

協力者会議の報告を見ると、文章量としても第4章の「今後の登校拒否問題への対応について」が一番多くなっており、なぜ登校拒否・不登校問題が起きるのかという根本的な問いに対する分析は少ないものであったと結論づけざるを得ないと考えられる。登校拒否問題に対する基本的な認識について、その背景として「学校」が挙げられていた。しかし、学校という枠組みの中でのみその問題について考える必要があり、本来ならば社会の抱える様々な問題を取り上げる必要があったのでは無いかと考える。実際にはその社会的風潮についても学歴偏重など学校、教育に関する事柄が記述されながらもその問題の核心に迫ることができなかったのではないだろうか。結果として、従来あったような特定の子どもに見られるようなものではなく、登校拒否・不登校問題は誰にでも起こりうるとしながらその背景にある学校が抱える問題について迫りきれなかったというのが現状であったと推測される。

第2章は「登校拒否の現状について」である。この章においては学校基本調査による登校拒否児童生徒数や登校拒否になったきっかけ、登校拒否のタイプ分けなどについて述べられている。

登校拒否になったきっかけについては学校生活での影響（友人関係、学業不振など）や家庭生活での影響（親子関係、家庭環境の変化、家庭内不和）、などを登校拒否になった直接のきっかけとしてあげている。

第3章では登校拒否問題の取り組みの現状について述べられている。そこで取り上げられているのは学校、教育委員会、教育センター等の関係機関の取組である。

学校の取組については登校拒否・不登校の問題を抱える前の対応として「日頃から様々な教育活動を通じ、一人一人の児童生徒の個性や能力に応じた指導によって主体性を、育み、集団の中での好ましい人間関係の形成に努めている。また、学習の遅れている児童生徒に補充的な指導を行うなどの様々な取組を行っている。」<sup>20</sup>とし、登校拒否となった子どもたちについては家庭訪問の他「友人関係を改善したり、教師との関係を改善したりするなど学校内での指導の改善工夫を行う、教育センター等の相談機関と連携して指導に当たる」<sup>21</sup>としている。教育委員会の取組としては教員研修、教育相談活動、集団宿泊活動などの施策を積極的に講じているとしている。具体的には電話相談、巡回教育相談といった教育相談活動やサマーキャンプといった体験的な活動を通じ登校拒否の問題を抱える子どもたちの支援である。

教育センター等の関係機関の取組として、教育センター、児童相談所、家庭児童相談室、保健所、医療機関などといった専門機関での相談業務とその体制について触れられている。

ここでは、特に学校や教育委員会での具体的な取組などについて述べられており、学校現場で直接子ども達に関わる事柄であったり、教育委員会の役割として教員研修などに対する取組についての記述が見られた。しかし、登校拒否・不登校問題の背景としてあげられていた学校の方針に対しなじめないという傾向や、家庭の学校の教育への依存、学歴偏重による過度な受験競争などの指摘があったが、それらの課題に対する対応などについての取組についても記述する必要があったのではないだろうか。

第4章では「今後の登校拒否問題への対応について」とし、①登校拒否問題への対応の基本的視点、②学校における取組の充実、③教育委員会における取組の充実、④国における取組の充実、⑤関係機関との連携、⑥家庭や社会の役割について述べられている。

①登校拒否問題への対応の基本的視点については、登校拒否がどの子どもにも起こりうるものであるという視点を持つことだとされている。また、いじめや人間関係など学校生活上の問題が起因して、登校拒否の問題を抱えるに至るケースがあることに留意することなどについて提案されている。その上で、学校、家庭、関係機関、本人の努力等によって、登校拒否の問題は解決できる場合があるということに言及している。そ

の為には、学校生活への適応をはかるために多様な方策を検討する必要があること、子どもの好ましい変化に対して小さな事であっても積極的に評価することなどが対策としてあげられている。

特に、「子どもの自立への歩みは、決して一様ではなく、中にはゆっくりとした足取りを示す子どももいる。」や「一人一人の子どもの成長発達にも個性があることを理解しなければならないのである。」<sup>22</sup>という記述からは、登校拒否の問題を抱える子どもたちに対する個別性への理解を深め、その歩みを支援する必要があるとこの報告が述べているように考えることもできるだろう。

②学校における取組の充実については、「真の児童生徒理解に立った指導の展開－予防的対応のために－」と「登校拒否児への対応」とその対応が2点について述べられている。

予防的対応という点では、従来の学校生活における個々への細かい教育的配慮を欠いた例や、画一的な指導がその原因となったケース、校則や指導について過度の厳しさがあるなどの学校における不適切な指導等についての記述が見られた。

この項目においても「児童生徒をありのままに受け入れ、共感的な理解を持って、児童生徒自身が自主性、主体性を持って生きていくことができるよう、きめ細かな指導・援助を行っていくことが求められる。」とし、「一人一人の児童生徒のよさや積極面を評価、理解し、児童生徒自身がそのよさに気づき、それをのばしていくことができるよう支援することが大切である」<sup>23</sup>と記述されている。このことは従来の学校教育において学校が要因となる過度なストレスを子どもたちに与えていたことに対する反省と、児童生徒の抱える問題の個性や個々の発達を保障するという観点をもち抱える子どもたちに向き合う事が求められると考えられる。

そのために子どもたちの自主性・主体性を育む観点に立つことや適切な集団生活を行い、人間関係を育てる工夫を行うことなどが具体策としてあげられている。また、学業の不振から登校拒否の問題を抱えることも多くあることから、学習指導および指導体制の工夫改善についての記述も見られる。さらに、主体的な進路選択能力の育成を目指す進路指導の充実であったり、児童生徒の立場に立った教育相談など新しい「登校拒否問題の基本認識」に基づいた子どもの主体性や

個別性を基本とした対応などの記述が見られた。

学校における登校拒否の問題を抱えた子どもたちへの対応としては、まず教師の意識啓発や指導力の向上などがあげられている。その具体策としては、各学校において登校拒否問題に関する校内研修や事例研究会などを積極的におこない、改めて登校拒否問題を教師の一人一人が教育上の重大な課題として受け止める必要があるとしている。また、対応に当たっての留意点としては「早期発見、即時対応」<sup>24</sup>を第一に提案している。ここには長期欠席が登校拒否傾向につながっているという、学校基本調査の結果や市町村等での調査の結果が念頭に置かれている。その上で児童生徒が欠席がちになるなど登校拒否の前兆をつかみ、また欠席が長期化する前に対応することが望ましいとの留意点を示している。

この項目では最後に「再登校時の指導に当たっての留意点」として、校則の画一的な適応を性急に行わないことや暖かい雰囲気ですぐに迎え入れられるよう工夫を行うことについて記述されている。同様に学習面での援助について述べられており、さらにその児童生徒の状況に関係する全ての教師が共通理解を図ることなどについても言及されている。

③教育委員会における取組の充実とされた項目では、登校拒否についてのより詳細な実態把握を求めており、地域の状況に応じた詳細な実態把握が必要ではないかと提言している。また、教員研修の効果的実施や、学校における指導体制を充実させるための支援策をとるべきであるといった提言が行われている。具体的には教師に対する登校拒否についての正確な知識や教育相談の考え方といった基礎的な知識・技術を身につけるための研修の実施であったり、教員配置の重点化、養護教諭との連携など学校現場における人員配置や連携についても一定の援助・指導を行うことを提議している。あわせて教育委員会がもつ教育相談機関の充実が必要であるとも述べている。

教育委員会の取組としてあげられている項目のうち、注目する必要があると考えられるのは「多様な適応指導の方策の実施」という項目である。適応指導教室の設置が平成二年度より文部省において事業を展開され、その事業が一定の成果を上げていると評価をしている。この取組は学校以外の場所に教育を求める方法であるが、この報告においては自然体験や集団宿泊活動といった取組とも連携することを提言しており、

学校との連携を密にしながら適応指導教室の拡充を図ることが求められると提案している。また、保護者への啓発・支援に関する項目もあり、ここでは登校拒否の長期化に伴う保護者の疲弊を防ぐための懇談会やカウンセリングの実施の必要性について提言している。さらには、登校拒否の問題を抱えていない家庭についてもその正確な理解を促すために一般家庭への啓発を行うことの必要性についても記述がなされている。

④国における取組の充実においては、その内容としてほぼ教育委員会における取組と同様の項目が挙げられている。その中で国の果たすべき役割として教育委員会に対する制度的、財政的支援や行政施策の積極的な展開を求めている。

⑤関係機関との連携の項目について注目すべき点は、公的な機関との連携のみならず民間施設における相談・指導に対する記述が見られることである。この民間施設の活用については「民間施設についてのガイドライン（試案）」を別記にて報告していることから、一定の活用を見込んでいることがわかる。但し、「公的な機関があるが、公的な指導の機会を得られない、あるいはそれらに通うことも困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導も考慮されてよい。」<sup>25</sup>と積極的な民間施設の活用というよりは、学校等の公的機関が一定の責任を負う中で一つの選択肢として、提示・提案されていることに注目しておく必要があるだろう。

最後に⑥家庭や社会の役割があげられている。この項目においては、家庭における教育力の低下や、核家族化、物質的な豊かさなど社会環境の変化に伴う子どもの成長発達への影響、親の養育態度が過保護、過干渉であったりすることが登校拒否の要因としてあげられている。また、学歴偏重の社会風潮なども大きな影響を及ぼしていると記述されている。しかしながら、「しかし、このようななかでも、堅実な教育を行っている家庭やたくましく生きている子どもが大勢いることも確かである。」とし、「家庭が愛情を持って子どもの心をしっかりと受け止め、支えていくことが何より大切であり、そうした家庭の役割が十分発揮できるような取組が求められている。」<sup>26</sup>と記述するにとどまっておらず、この項目においては具体的対応策としての取組の枠組みは記述されていない。

この点については、大枠として、登校拒否の基本的な認識の中で「登校拒否はどの子にも起きうる」可能

性があるとしながら、多様な家庭の背景があるが、ある特定・特有の問題を抱える家庭に登校拒否の問題は起きるのだといった表現をしていると受け取ることができる。

### 3. 「不登校問題に関する調査研究協力者会議報告『今後の不登校への対応のあり方』」

前章で述べたように1989年の「学校不適応対策調査研究協力者会議」の立ち上げから1992年の「学校不適応対策調査研究協力者会議報告」、さらには1992年に出された文部省初等中等教育局通知「登校拒否問題への対応について」によって登校拒否・不登校の問題に対する国の姿勢は示された。

しかしながら、不登校（登校拒否）児童生徒数<sup>27</sup>は増加の一途をたどり、2002年に「不登校問題に関する調査研究協力者会議」を文部科学省は立ち上げるに至った。協力者会議が設置された2002年の文部科学白書では、登校拒否・不登校問題について次のような見解を示している。不登校（登校拒否）児童生徒数については「平成13年度に、『不登校』を理由に年間30日以上学校を欠席した児童生徒数は、全国の国公私立小・中学生合わせて13万8,722人（全児童生徒数の約1.2%）であり、調査開始以来最多となっています」<sup>28</sup>と依然増加傾向にあることと調査開始以来最多となったことを示している。また、児童生徒の問題等の解決に向けた取組として「暴力行為、いじめ、不登校など、児童生徒の問題行動等の原因・背景は個々の事例により様々であり、学校、家庭、地域社会それぞれの要因が複雑に絡み合って発生していると考えられます。したがって、これらの問題の解決のためには、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となった取組を行うことが重要です。学校は、校長のリーダーシップの下、深い児童生徒理解に立ち、一人一人の児童生徒がいきいきとした学校生活を送ることができるよう全校が一体となった生徒指導体制の確立に努める必要があります。」<sup>29</sup>と述べている。この見解については1989年の「我が国の文教施策」に見られた記述と大きく変わるところではないが、「校長のリーダーシップの下」という一文が見られることに注目しておく必要があるだろう。

そのような中で、不登校問題に関する調査研究協力者会議は2003年に「今後の不登校への対応のあり方について」という報告を行った。

協力者会議による報告は全8章となっており、第1

章が「はじめに－本協力者会議の基本姿勢」、第2章「不登校の現状」、第3章「不登校に対する基本的な考え方」、第4章「学校の取組」、第5章「関係機関との連携による取組」、第6章「中学校卒業後の課題」、第7章「教育委員会に求められる役割」、第8章「国に求められる役割」となっている。

まず、第1章において不登校の現状に関する認識や正しい理解に基づく確実な取組の必要性などについて取り上げられている。学校基本調査による不登校児童生徒数の増加について触れており、また、不登校の理解について1992年に出された学校不適応対策調査研究協力者会議の基本的な理解で、その妥当性は今でも変わらないものであるとしている。しかしながら、登校拒否・不登校の問題を抱える児童生徒数は増加の一途をたどっている現状を振り返り、「この提言が、関係者の間において正しく理解され十分に実践されているのか、また、時代の変化とともに、新たに付加すべき点がないかを今一度検証し、実行に移すための方策を検討することが急務だ」という基本的認識に立ち、本会議は検討を行った。<sup>30</sup>とされている。不登校の要因・背景の多様化と教育の果たす役割という項目に続き、審議経過と報告のねらいについて述べているが、この章の最後は次の様な一文で締めくくられている。「なお、本報告の提言に基づく個々の学校現場における具体的な指導方法や事例の紹介、家庭との連携協力のあり方等については、今後、別の検討の場へゆだねることとした。」<sup>31</sup>と具体的な指導方法や教育のあり方について、この報告内では示されないことを明らかにしている。このことは2011年に出される「生徒指導提要」と関連があるのではないかと考えられる。実際、平成22年（2010年）3月に策定された「生徒指導提要」では不登校に関する項目が挙げられ、その中で基本的な不登校に対する理解と保護者支援、校内で求められる生徒指導体制等について記述されている。また、中央教育審議会初等中等教育分科会において「今後作成される『生徒指導提要』を活用するなどし、学校における生徒指導の充実・強化に取り組んでいくことが必要である。」<sup>32</sup>との意見も出されている。

第2章では不登校の定義について触れている。不登校の定義や現状については、学校基本調査による統計上の数字を示したものであり、不登校となった直接のきっかけについての調査結果も分析している。その中で注目すべき点は当事者である不登校経験者からの

聞き取り調査を行った「不登校経験者の実態調査」を用いた分析であり、その分析結果として「学校生活に関わるもの」が不登校となったきっかけとして顕著であったと述べていることである。

不登校の要因・背景の多様化・複雑化という項目について、当事者に対する分析として、次の様に述べている。子どもたちの社会性を巡る課題として「自尊感情に乏しい、人生目標や将来の職業に対する夢や希望等を持たず無気力な者が増えている、学習意欲が低下している、耐性がなく未成熟であるといった傾向が指摘されている。」とし、また「学校に行かなければならないといった義務感や学校へ行かないことに対する心理的負担感が薄れてきている傾向も指摘されている。」<sup>33</sup>としている。もちろん、行きたいのに学校へ行けないという葛藤を抱えながら苦しむ当事者の姿はあるのだが、という前提での記述ではあるが、従来の不登校を捉える基本的概念よりも要因の多様化の中で自尊感情や義務感の希薄など個人的な要因が再度取り上げられる傾向があるように感じられた。これらの記述については、保護者の理解についても同様であり、社会的な背景があるとしながらも「家庭の教育力の低下」を指摘したり、「保護者自身にゆとりが無い等の傾向や、学校に通わせることが絶対ではないとの保護者の意識の変化」も考えられるのではないかと、当事者同様に「個人の問題」に再度焦点化しているようにとらえられる文面も見受けられた。学校に対する記述では、学業不振といった学校生活上の問題として、いじめや個を大切にするといった教育活動が充分に行き届いているのかという疑問を呈し、「児童生徒に対する共感的理解の不十分な例なども指摘されており、学校の取組として改善すべき余地があると考えられる。」<sup>34</sup>と指摘をしている。また、受験戦争等のストレスが不登校増加の一要因となっているのではないかと指摘に対し、「両者の関連性は明らかではないが」<sup>35</sup>としながらもこの問題に対して適切な対応をしていくことが望ましいとしている。

新しい課題として、学習障害や注意欠陥多動性障害等の発達障害や保護者からの虐待が不登校の原因となっている部分もあると指摘をし、不登校は要因や背景の多様性から、その原因の特定が難しい問題であるとしている。また、ひきこもりなど社会的な問題にもつながっていく可能性があるとして、適切な実態把握が必要であると述べている。

第3章では不登校に対する基本的な考え方として、将来の社会的自立に向けた支援、連携ネットワークによる支援、将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割などの視点から述べている。不登校の期間によっては「いじめによるストレスからの休養期間」や進路選択を考える上での「自分を見つめ直す」といった「積極的」意味合いを持つこともあるとしている。<sup>36</sup>しかし、進路選択上の不利益（学力不足や生活リズムの崩れからくる）を経験したという回答もあったとし、登校拒否・不登校を「心の問題」としてのみならず「進路の問題」として捉えることが大切であるとしている。

連携ネットワークによる支援については、学校・家庭・地域がどの様に連携していくのかという点で、「不登校の解決を中心的な課題とする新たなネットワークを組織することもあろうが、学校や関係機関等からなる既存の生徒指導・健全育成等の会議等の組織をいかすなど」<sup>37</sup>とされている。後述されるが、官民のネットワーク作りが推進される中で新しい概念を持ったネットワークが構築されていく事は想像に難くない。しかしながら、どちらかという既存の枠組みの組織やネットワークの中で、問題解決に当たろうとする強い傾向があると捉えることができる。

また、「働きかけることや関わりを持つことの重要性」という項目では、1989年の報告における対応について次のように述べている「なお、一部では、『平成4年報告』における『登校拒否（不登校）はどの子どもにも起こりうるもの』、『登校への促しは状況を悪化してしまうこともある』という趣旨に関して誤った理解をし、働きかけを一切しない場合や、必要な関わりを持つことまでも控えて時機を失してしまうことがあるということも指摘されており、そのような対応については、見直すことが必要である。」<sup>38</sup>としている。これは本報告（2003年）の中で、前報告と比較して明らかな見直しの対象としている数少ない部分である。前報告は登校拒否・不登校の問題を抱える子ども達に対する視点として、非常に画期的なものであったとされている。しかし、10数年を経て増え続ける不登校の子ども達の数に考慮し、一つの原因として意識的に取り上げられたと考えられる。その上で、「登校への働きかけの在り方を考えるに当たっては、不登校の当事者の声に耳を傾けることも大切である。」<sup>39</sup>と述べている。

「保護者の役割と家庭への支援」という項目では、次のような事柄が述べられている。

特定の保護者の特有の問題ではなく、子育てを支える社会の仕組みが崩壊しているという社会事情があると理解する必要があり、保護者が登校拒否・不登校の問題を抱える子どもへの対応について十分な知識、情報を持ち得てない可能性があること。その支援のためにも「親の会」のような保護者同士のネットワークとの連携、支援を拡充することなどが必要な支援としてあげられていた。

第4章「学校の取組」においては、魅力ある学校づくりのための一般的な取組、きめ細かく柔軟な個別・具体的な取組、不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程の試みと3つの項目に分かれている。一般的な取組の項目の中では、最初にその基本的な考え方として次のような一文が見られる。「自己が大事にされている、認められている等の存在感が実感でき、かつ精神的な充実感の得られる『心の居場所』として、さらに、教師や友人との心の結び付きや信頼感の中で主体的な学びを進め、共同の活動を通して社会性を身に付ける『絆づくりの場』として、十分に機能する魅力ある学校作りを目指すことが求められる。」<sup>40</sup>としている。この基本的な考え方を基にし、学校の取組として実現すべき内容が続く。しかしながら、そのキーワードとして大きな割合を占めるのは「新学習指導要領」に沿ったねらいをいかに学校の中で実現するのか、という内容が主なものとなっていた。そのような中でも「発達段階」に応じた配慮や指導を行っていく必要があるとの指摘も出てくるが、総じて「新学習指導要領」による「生きる力の育成」が基本的なスタンスとなっていると考えて差し支えないだろう。

つぎに、きめ細かく柔軟な個別・具体的な取組を行うことについて記述されている。指導体制や教職員の役割について記述されている項目では「校長の強いリーダーシップの下」や「校長の強力なリーダーシップによる指導体制の確立」、「各地域や学校の実情に応じ、校長のリーダーシップの下」(傍点筆者)など管理職である校長が中心となって、その指導体制を構築することの必要性について述べられている。また、教員の資質向上については前報告にあったような共感的理解を基本姿勢としつつ、学級、学年運営など集団育成に関わる資質や能力の向上に努めることも重要であるとされている。さらに柔軟な対応が果たせるよう、校内に「保健室登校」や「相談室登校」といった「居場所」を確保する必要性についても触れられている。併せて

スクールカウンセラーといった外部人材との連携協力や情報共有のための個別指導記録作成、また学校外施設に通ったり家庭にいる子ども達に対しても教師が関わりを持ち続けるよう努力する必要性について述べられている。他に、学習状況の把握や学習評価の工夫、再登校に当たっての受入体制、学級替えや転校等の措置についても言及している。

第5章では関係機関の連携について取り上げている。特に、適応指導教室の整備充実について体制をより整えることの必要性について述べられている。このことは、本報告の中で試案として「適応指導教室整備指針」が出されていることから重点化されていることが理解できる。その背景には前報告内でもその必要性について述べていたが、実態として「全国の不登校児童生徒のうち1割程度のものしか通級できていないという実態」や「その役割や望ましい在り方について明確にされてこなかった」<sup>41</sup>という経緯が背景にあると考えられる。さらに、そのようにして整備した適応指導教室や教育センターが地域の核となり、学校や児童相談所、ハローワークや民間施設等と連携しネットワークを構築する必要があると述べている。また他の支援方法について、従来の施設に子ども達がやってくるという通所型の支援から、訪問型の支援やITを活用した支援などについても力を入れるようにする必要があるのではないかと提言を行っている。

第6章では中学校卒業後の課題と題して、提言を行っている。この項目については、前述のように登校拒否・不登校は「心の問題」という側面と「進路・就職」に関わる問題としても考慮する必要があるという指摘から派生してきた項目であると考えられる。そのために、中学卒業後の就学、就労さらには「ひきこもり」への支援また引きこもり傾向にある青少年の支援へとつなげていく必要性についても述べられている。

第7章は教育委員会に求められる役割である。前報告と同様に学校の取組を支援するような支援を行うことが教育委員会に求められている。その内訳は、教員の資質向上のための研修やよりよい人員配置、適応指導教室の充実といった項目などである。注目すべき点は、「不登校や長期欠席は、義務教育制度に関わる重大な課題」である認識を持つことを各教育委員会に要請している点である。教育委員会としては官民の施設間におけるコーディネートや情報収集という点が従来通り求められている部分ではあるが、この項目で「義

務教育」との関わりについて記述が見られることに着目する必要があるだろう。

第8章は国に求められる役割について記述されている。前報告と同様に実態把握に努めること、全国の情報収集、提供を行うこと、関係省庁との連携などを挙げている。

2003年に出された「不登校問題に関する調査研究協力者会議」による報告「今後の不登校への対応の在り方について」では以上のような項目が報告されていた。

#### 4. 2つの調査研究協力者会議報告の比較検討による分析

1989年の「学校不適応対策調査研究協力者会議」と2003年の「不登校問題に関する調査研究協力者会議」、約15年という年月を経て、登校拒否・不登校の問題に関する大きな取組が2度行われた。登校拒否・不登校の問題を抱える子ども達はその間も増加の一途をたどっており、この間どのような国の認識の変化があったのかとらえる必要があるだろう。そのために、両報告を比較検討することにより、考察することとする。

まず、進路の問題に関する項目が増加していることである。この点については義務教育の位置づけがなされていない、高等学校での登校拒否・不登校の問題や引きこもり、それに伴う就学・進路の問題が指摘されるようになってきたことにより、重点的な支援が必要だと考えられるようになったと思われる。平成15年度の文部科学白書では将来的な社会的自立に向けて支援することが登校拒否・不登校の問題解決に重要であると述べている。この背景には義務教育である中学校卒業後の進路の一つである高等学校受験の問題であったり、高等学校における長期欠席、中退率の高さなどが注目されてきた事があると考えられる。

次に前報告より登校拒否・不登校の問題の背景にある要因が、より個別化・個人の責にあるものとしてとらえられているのではないかということである。前報告内においてもある特定の個人や家庭においてのみ起きる事象ではない、としながらも所々過保護や過干渉などといった個々の家庭の養育態度に触れる部分も多くあった。それが2003年の報告において、顕著に見られるように思われる。

特に、「自尊心に乏しい、人生目標や将来の職業に対する夢や希望等を持たず無気力な者が増えている、学習意欲が低下している、耐性がなく未成熟であ

るといった傾向が指摘されている。」とし、また「学校に行かなければならないといった義務感や学校へ行かないことに対する心理的負担感が薄れてきている傾向も指摘されている。」<sup>42</sup>という文面から、とりわけ学校に対する認識が「甘い」、「無気力だ」といった個人の責任によって登校拒否・不登校の事象が引き起こされていると感じさせる文面が散見されるところが多い。平成15年の報告においては、平成4年の報告において「登校への促しは状況を悪化してしまうこともある」と誤った認識の元で働きかけをしなかったり、「待つ」という事に対する見直しが必要であるとの指摘があった。<sup>43</sup>確かに「短絡的」に物事を捉え、「画一的」に行う対応については見直しが必要であると考えられるが、その対応の根底に「無気力だ」という児童・生徒に対する評価を持ちながら関わる事が問題の解決につながるとは考えにくい。

このことについては、前島が協力者会議の議事録を引用しながら、「協力者会議・文部科学省の登校拒否問題に対する基本的な認識が1992年段階のものから1983年段階のものへと逆戻りする危険性を内包しているということです。」と指摘している。<sup>44</sup>

また、要因の多様性や価値観の多様性から積極的に民間施設の活用、適応指導教室の拡充などを打ち出してきているところも前報告との違いといって良いだろう。前報告においては、当事者の様々な選択肢の一つである外部機関との連携、拡充についてあまり積極的ではなかったように思われる。外部機関の充実について、当事者の選択肢として拡充される必要性はあると考えられる。しかしながら、積極的な学校外部機関の拡充は本来学校が担うべき義務教育の放棄につながるかという危険性をはらんでいるのではないかと考える。平成23年度（2011年）には不登校生徒に関する追跡調査研究会が設置され、平成10年（1998年）に行われた調査から13年ぶりに追跡調査が行われている。その議事の中において、フリースクール等の有料施設に対する支払いが困難である家庭の問題についても触れられている。<sup>45</sup>外部機関の拡充については、様々な進路の選択肢の一つであるという考え方もあり、登校拒否・不登校の子ども達に対する進路保障につながると考えられる。しかしながら、その様な外部機関では家庭の経済的理由による通学断念や結果的に単位・出席認定のみを学校が担うというような状況に陥ってしまう可能性が考えられる。その点において、本来国が

保障すべき子どもの教育を受ける権利を侵害しないよう最善の注意を払うべきではないだろうか。また、1992年の段階で適応指導教室の拡充について提案されていたが、2003年の報告には1割程度の者しか通級できていないという事柄について指摘があった。このことについて協力者会議では、教室の少なさや役割が明確でなかったという解釈を報告では行っているが、「学校に行きたいけど行けない」当事者達の気持ちとしてとらえることができるのではないかと思われる。つまり、子どもたち自身の思いとして最終的に学校への「復帰」を求める気持ちもその背景にあったと考える事はできないだろうか。

また、1992年の報告にあまり見られなかった点として、学校組織の支援について「校長のリーダーシップ」が強調されている点である。教員の理解不足や当事者とのすれ違い、体罰などといった指導上の問題については前報告でも触れられていたが、2003年の報告に見られる様な管理・指導についての記述がなかった点については注目する必要があると思われる。この点については、当該児を担当する学級担任が孤立をしないように配慮する責任を持つことや、スクールカウンセラーといった他職種との連携を校内の指導体制を確立するために述べられている点だと思われる。

## おわりに

日本の登校拒否・不登校の問題に関し、1980年代の終わりに出された「学校不適応対策調査研究協力者会議」の報告、および2000年代の初めに出された「不登校問題に関する調査研究協力者会議」の報告を概観し、両者の比較検討を行った。

登校拒否・不登校の問題を抱える子ども達の数は高い水準を保っている。少子高齢化社会において、子どもの数が減少している中で高水準を保つ登校拒否・不登校の子ども達について教育の枠組みも含めて考えていく必要があるのではないかと思われる。

近年、教員の多忙化や様々な現場における対応の難しさから慢性的な疲労感や精神疾患による休職者の増加などが取り上げられている。本稿で取り上げた2つの報告の中に、そのような記述が見られなかった点について、疑問が残る。教育委員会の役割として適切な人員の配置について求められる点が教員の環境改善として考えられるが、それ以上に教員の子ども理解を深めるために研修を行うことや外部機関との連携を密に

すること、家庭との連携を密にすることを現場の教員は求められている。今の教育現場の現状に触れ、その実施が教育の現場では困難な状況であることについても、触れるべきではなかっただろうか。

併せて、教師の「指導力不足」を問題とし、より教師に対する管理を強めようとする風潮も近年感じられる。果たして、教師が汲々としたなかで登校拒否・不登校の問題を抱える子ども達に「共感的態度」をもって向き合えるものだろうか。

高垣は「競争主義、管理主義の支配する学校で作られる集団の人間関係は、表と裏、たてまえとほんねの使いわけがはびこる…そういう集団の人間関係は、人間の信頼を損ない、潜在的な疑心暗鬼がお互いの心を支配し、うっかり自己を素直に出せない恐ろしさを感じさせる。」<sup>46</sup>と述べている。この言葉は学校で生活する子ども達に向けられたものであろうが、教師にも当てはまるのではないだろうか。

2003年の報告にあったように、登校拒否・不登校の問題は就学・進路の問題とも直結している。昨今の社会情勢のなかで、特に登校拒否や不登校の問題を抱えていない子ども達であっても就学、進路の問題に関しては困難と向かい合わなければならないことも少なくない。

2003年の報告で取り上げられていた発達障害との関連や引きこもり、義務教育といった教育制度、多様な学校の在り方など検討しなければならない事柄は多く山積しているように思われる。また、生徒指導という観点からは文部科学省より、2010年に生徒指導提言がとりまとめられている。もちろん、登校拒否・不登校問題についてもその生徒指導の基本となる項目が取り上げられており、これからの児童生徒を巡る問題に大きな影響を及ぼしていくものと考えられる。これらの項目に関する研究については今後の課題としたい。

## <引用文献>

- 1 中山 一樹、1991、「不登校・登校拒否のとりえ方をめぐって－学校不適応対策調査研究協力者会議「中間まとめ」を中心として－」、『教育』、41、p.53、国土社
- 2 中山 一樹、1991、「不登校・登校拒否のとりえ方をめぐって－学校不適応対策調査研究協力者会議「中間まとめ」を中心として－」、『教育』、41、p.53、国土社

- 3 佐藤修策、1996、『登校拒否ノート いま、むかし、そしてこれから』、p.270、北大路書房
- 4 佐藤修策、2005、『不登校（登校拒否）の教育・心理的理解と支援』、p.31、北大路書房
- 5 佐藤修策、2005、『不登校（登校拒否）の教育・心理的理解と支援』、p.32、北大路書房
- 6 前島康男、2003、「登校拒否・不登校問題の歴史と課題について」、『東京電機大学理工学部紀要』、25、p.131、東京電機大学理工学部紀要編集委員会
- 7 前島康男、2003、「登校拒否・不登校問題の歴史と課題について」、『東京電機大学理工学部紀要』、25、p.131、東京電機大学理工学部紀要編集委員会
- 8 文部科学省、「文部科学白書2010」、2011年11月7日、[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2011/10/05/1311679\\_007.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2011/10/05/1311679_007.pdf)  
 (注1) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないまたはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。  
 (注2) カッコ内は、全児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合(%)  
 (注3) 高等学校は、平成16年度から調査  
 (注4) 平成22年度調査結果には岩手県、宮城県、福島県は含んでいない。  
 (注5) 平成22年度調査結果は、平成23年8月4日現在の公表値(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
- 9 文部科学省、教育白書「我が国の文教施策(昭和63年度)」、2011年9月29日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpad198801/hpad198801\\_2\\_077.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad198801/hpad198801_2_077.html)
- 10 文部科学省、教育白書「我が国の文教施策(昭和63年度)」、2011年9月29日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpad198801/hpad198801\\_2\\_077.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad198801/hpad198801_2_077.html)
- 11 文部科学省、教育白書「我が国の文教施策(平成元年度)」、2011年9月29日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpad198901/hpad198901\\_2\\_028.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad198901/hpad198901_2_028.html)
- 12 文部科学省、教育白書「我が国の文教施策(平成元年度)」、2011年9月29日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpad198901/hpad198901\\_2\\_028.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad198901/hpad198901_2_028.html)
- 13 文部科学省、教育白書「我が国の文教施策(平成元年度)」、2011年9月29日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpad198901/hpad198901\\_2\\_028.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad198901/hpad198901_2_028.html)
- 14 中山一樹、1991、「不登校・登校拒否のとらえ方をめぐって—学校不適応対策調査研究協力会議「中間まとめ」を中心として—」、『教育』、41、p.54、国土社
- 15 中山一樹、1991、「不登校・登校拒否のとらえ方をめぐって—学校不適応対策調査研究協力会議「中間まとめ」を中心として—」、『教育』、41、p.54、国土社
- 16 佐藤（前掲書、1996）p.273によると、学校における教師の対応として特定の家庭、特定の子どもが登校拒否問題に直面するという視点から、誰にでも起こりうるという視点に変換されたとき「自分の子どもにも起こるかもしれない」と思うことで子と親の苦しみをわが身におきかえて十分に理解できるようになるだろうと指摘している。このことが従来、家庭の問題とされていた登校拒否・不登校問題に対する親の心理負担の軽減に寄与すると考えられる。
- 17 中山一樹、1991、「不登校・登校拒否のとらえ方をめぐって—学校不適応対策調査研究協力会議「中間まとめ」を中心として—」、『教育』、41、p.55、国土社
- 18 中山一樹、1991、「不登校・登校拒否のとらえ方をめぐって—学校不適応対策調査研究協力会議「中間まとめ」を中心として—」、『教育』、41、p.55、国土社
- 19 学校不適応対策調査研究協力者会議、1992、「学校不適応対策調査研究協力者会議報告（登校拒否にどう対応するか＜特集＞）」、『季刊教育法』、88、p.60-80、エイデル研究所
- 20 学校不適応対策調査研究協力者会議、1992、「学校不適応対策調査研究協力者会議報告（登校拒否にどう対応するか＜特集＞）」、『季刊教育法』、88、p.60、エイデル研究所
- 21 学校不適応対策調査研究協力者会議、1992、「学校不適応対策調査研究協力者会議報告（登校拒否にどう対応するか＜特集＞）」、『季刊教育法』、88、p.64、エイデル研究所
- 22 学校不適応対策調査研究協力者会議、1992、「学校不適応対策調査研究協力者会議報告（登校拒否にどう対応するか＜特集＞）」、『季刊教育法』、88、p.67、エイデル研究所
- 23 学校不適応対策調査研究協力者会議、1992、「学校不適応対策調査研究協力者会議報告（登校拒否にどう対応するか＜特集＞）」、『季刊教育法』、88、p.68、エイデル研究所
- 24 学校不適応対策調査研究協力者会議、1992、「学校不適

- 応対策調査研究協力者会議報告（登校拒否にどう対応するか＜特集＞）」、『季刊教育法』、88、p.71、エイデル研究所
- 25 学校不適応対策調査研究協力者会議、1992、「学校不適応対策調査研究協力者会議報告（登校拒否にどう対応するか＜特集＞）」、『季刊教育法』、88、p.79、エイデル研究所
- 26 学校不適応対策調査研究協力者会議、1992、「学校不適応対策調査研究協力者会議報告（登校拒否にどう対応するか＜特集＞）」、『季刊教育法』、88、p.80、エイデル研究所
- 27 ここでは、「不登校（登校拒否）児童生徒数」としているが、高校生における不登校（登校拒否）調査は平成16年度（2004年）より行われている。
- 28 文部科学省、文部科学白書「平成14年度 文部科学白書 第1部 第3章 第2節2」、2011年9月29日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpab200201/hpab200201\\_2\\_025.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200201/hpab200201_2_025.html)
- 29 文部科学省、文部科学白書「平成14年度 文部科学白書 第1部 第3章 第2節2」、2011年9月29日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpab200201/hpab200201\\_2\\_095.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200201/hpab200201_2_095.html)
- 30 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.5
- 31 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.7
- 32 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会（第66回）配付資料2011年11月7日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1286947.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1286947.htm)
- 33 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.10
- 34 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.11
- 35 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.11
- 36 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.14
- 37 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.15
- 38 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.17
- 39 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.17
- 40 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.19
- 41 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.30
- 42 学校不適応対策調査研究協力者会議、1992、「学校不適応対策調査研究協力者会議報告（登校拒否にどう対応するか＜特集＞）」、『季刊教育法』、88、p.60-80、エイデル研究所
- 43 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.17
- 44 前島康男、2003、「登校拒否・不登校問題の歴史と課題について」、『東京電機大学理工学部紀要』、25、p.134、東京電機大学理工学部紀要編集委員会
- 45 文部科学省「不登校生徒に関する追跡調査研究会（平成23年度）（第1回） 議事要旨」2011年11月7日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/086/gijiroku/1311617.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/086/gijiroku/1311617.htm)
- 46 高垣忠一郎、1996、『登校拒否・不登校をめぐる 発達の危機、その＜治療＞と＜教育＞』、pp.76-77、青木書店

#### <参考文献>

- 稲村博、1996、『不登校の研究』、新曜社
- 田中智雄、1992、「登校拒否（不登校）問題について－児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して（学校不適応対策調査研究協力者会議報告）」、『教育委員会月報』、44、第一法規出版

# The national trend of “toukoukyohi/futoko (non-school attendance)” and withdrawal from school in Japan (1) – Report of research by the Council studying School Maladjustment and School refusal –

Daisuke Nakahara\*

## Abstract

The Council studying School Maladjustment and School Refusal examined the policy on “toukoukyohi/futoko (non-school attendance)” in Japan. The policy was explained in the reports produced by the council in 1992 and 2002.

The purpose of this study was to provide an overview of these reports and to describe the state of “toukoukyohi/futoko (non-school attendance)” in Japan.

These reports show that personal factors are more influential than social factors in “toukoukyohi/futoko (non-school attendance)” and that a solution to the school attendance problem depends excessively on an external organ. It was also showed making management stronger for teachers by the management. However, these reports did not discuss the subject of teacher distress, which must be part of any discussion of “toukoukyohi/futoko (non-school attendance)”.

Key words: “toukoukyohi/futoko (non-school attendance)” · the policy on “toukoukyohi/futoko (non-school attendance)” in Japan. Report of research and study by the Council studying School Maladjustment and School Refusal in 1992 and 2002.

---

\*Osaka College of Social Health and Welfare  
Contact Address : Daisuke Nakahara  
〒590-0014 2-8 Tadei-cho, Sakai-Ku, Sakai City, Osaka  
Osaka College of Social Health and Welfare  
Department of Child Welfare and Education  
E-mail: d.nakahara@kenko-fukushi.ac.jp